

鋸南地区環境衛生組合規約

(昭和40年1月5日 千葉県指令第187号)

改正	昭和46年3月11日 千葉県指令第742号	昭和56年12月2日 千葉県指令第1446号
	昭和62年3月30日 千葉県地指令第3号の8	昭和63年3月29日 千葉県地指令第5号の6
	平成8年3月29日 千葉県地指令第35号	平成9年4月1日 千葉県地指令第2号
	平成12年8月7日 千葉縣市指令第6号	平成18年2月27日 千葉縣市指令第65号
	平成19年1月18日 千葉縣市指令第34号	平成19年3月23日 届出 鋸衛第616号
	平成25年3月14日 千葉縣市指令第2902号	令和5年11月2日 千葉縣市指令第1566号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、鋸南地区環境衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、南房総市及び鋸南町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、南房総市の区域のうち別表第1に掲げる区域及び鋸南町の区域の次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) 一般廃棄物の収集、処理（し尿に係る部分を除く。）及び計画（し尿に係る部分を除く。）の策定に関する事務
- (2) 一般廃棄物（し尿を除く。）処理施設の設置及び運営管理に関する事務
- (3) 容器包装廃棄物の収集、処理及び計画の策定に関する事務
- (4) 浄化槽の清掃に関する事務
- (5) その他前各号に附随する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、鋸南町下佐久間544番地1に置く。

第2章 組合の議会の組織及び議員の選挙の方法

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は9人とし、南房総市5人、鋸南町4人をもって組織する。

(議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、議員の中からそれぞれ選挙する。

(議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員は、当該関係市町の議会の議員の職を失ったときは、組合議員の職を失うものとする。

3 組合議員に欠員を生じた場合、当該欠員となった組合議員を選挙した関係市町において速やかに補欠選挙を行うものとする。

(議長及び副議長)

第7条の2 組合の議会は、組合議員の中から議長及び副議長各1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は組合議員の任期による。

第3章 執行機関の組織及び選任の方法

(執行機関の組織)

第8条 組合に、管理者、副管理者及び会計管理者各1人を置く。

2 前項に定める者を除く他、組合に職員を置き、定数は条例でこれを定める。

(執行機関の選任及び任期)

第9条 管理者及び副管理者は、関係市町の長が互選する。

2 会計管理者は、管理者が関係市町の会計管理者のうちから命ずる。

3 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期による。

4 管理者及び副管理者が関係市町の長としての職を失ったときは、管理者及び副管理者の職を失うものとする。

5 前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、関係市町の負担する負担金、手数料その他収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金は、別表第2に定めるところにより、関係市町に分賦する。

第12条 管理者は、特別の事情があるときは、前条の規定にかかわらず関係市町の負担する負担金の全部又は一部について、組合の議会の議決を経て別に定める負担方法により関係市町に分賦することができる。

附 則

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和46年3月11日千葉県指令第742号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、改正後の鋸南地区環境衛生組合規約第5条の規定は、次の選挙から施行する。

附 則 (昭和56年12月2日千葉県指令第1446号)

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 30 日千葉県地指令第 3 号の 8）

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定中「15 人」を「12 名」に改める部分、第 6 条の改正規定中「5 人」を「4 名」に改める部分及び第 7 条第 1 項の改正規定中「2 ヶ年とする」を「、当該関係町の議会の議員の任期による」に改める部分は、昭和 62 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現にその職にある管理者、副管理者及び収入役並びに監査委員については、改正後の規約の規定に基づいて選任されたものとみなす。

附 則（昭和 63 年 3 月 29 日千葉県地指令第 5 号の 6）

この規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日千葉県地指令第 35 号）

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日千葉県地指令第 2 号）

この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 7 日千葉県市指令第 6 号）

（施行期日）

- 1 この規約は、千葉県知事の許可のあった日から施行する。
（経過措置）
- 2 組合は、この規約による改正後の鋸南地区環境衛生組規約第 3 条の規定にかかわらず、平成 12 年度に限り、この規約による改正前の鋸南地区環境衛生組規約第 3 条第 5 号の事務の廃止に伴い必要となる事務を行うことができる。

附 則（平成 18 年 2 月 27 日千葉県市指令第 65 号）

この規約は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 18 日千葉県市指令第 34 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日届出 鋸衛第 616 号）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日千葉県市指令第 2902 号）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 11 月 2 日千葉県市指令第 1566 号）

この規約は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

富浦町南無谷、富浦町豊岡、富浦町原岡、富浦町多田良、富浦町青木、富浦町深名、富浦町福澤、富浦町宮本、富浦町大津、富浦町手取、富浦町居倉、富浦町丹生、久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、二部、検儀谷、平久里中、山田、荒川、井野、川上、吉沢、平久里下、犬掛、平塚、増間、上滝田、下滝田、千代、三坂、上堀、下堀、谷向、海老敷、大学口、山下、川田、明石、本織、府中、池之内、中、御庄及び山名

別表第2（第11条関係）

区 分	割 合
均 等 割	負担金総額の100分の10
人 口 割	負担金総額の100分の90
備考 人口割は、前年9月30日現在における住民基本台帳記録人口に比例して関係市町に分賦する。ただし、南房総市については、別表第1に掲げる区域の当該人口による。	